平成22年9月号

社会保険労務士

杉浦事務所便り



連絡先: 〒060-0041

札幌市中央区大通東2丁目8-5 プレジデント札幌ビル5階

電話: 011-207-7771 FAX: 011-207-7772 e — m a i 1 : k.sugi@sr-roumu.com URL http://www.sr-roumu.com

すぎうらブログ随時更新中!http://ameblo.jp/sr-sugi/

メンタルヘルス不調者 増加への対応

◆約6割の企業で「メンタル 不調者が増加」

株式会社アドバンテッジリス クマネジメントは、従業員 300 名以上の企業・団体の経営者・人 事部長を対象とした「安心して働 ける環境を創るための人材戦略 に関するアンケート| の結果を発 表しました。

この中で、「メンタル不調者が 増加している」との回答は58.7% に上りました。また、「メンタル ヘルス対策の効果は不十分であ る」との回答は61.2%、「今後メ ンタルヘルス対策を見直す必要 がある」との回答は 74.4%でし

◆労災請求件数も増加

6月には厚生労働省から「脳・ 心臓疾患及び精神障害等に係る 労災補償状況! が発表されていま すが、2009 年度における精神障 害等事案の労災補償状況につい ては、請求件数 1.136 件(前年度 比 22.5%增)、支給決定件数 234 件(同 13.0%減)となっています。

業種別では、請求件数について は「医療,福祉」に分類される「社 会保険・社会福祉・介護事業」が 最も多く、支給決定件数について は「建設業」に分類される「総合 工事業」が最も多くありました。

年齢別では、請求件数、支給決 定件数ともに「30~39 歳」が最 も多くなっています。

◆メンタル不調者増加の要因は?

東京都産業労働局が発表した 「中小規模事業所におけるメン タルヘルス対策に関する実態調 香」(調査対象は従業員 10 人以 上 300 人未満の事業所) によれ ば、事業所が考えるメンタル不調 理由は、以下の通りとなっていま

- (1)職場の人間関係(46.2%) (2)職場外の個人的な問題
- (39.1%)
- (3) 仕事への不適応(39.1%)
- (4) 仕事の質の高さ(20.3%)
- (5) 仕事の量の多さ(19.3%)
- (6) 長時間労働(12.2%)

◆職場としてメンタル不調者を どう考えるか

企業によって事情は様々でし ょうが、上記の結果からもわかる 通り、メンタルヘルス不調者を出 さないために、企業には、「職場 の人間関係をいかに良好にする か」「従業員それぞれに対してい かに上手に仕事を割り振るか」 「長時間労働をいかになくすか」 などの配慮・努力が求められると 言えます。

労使トラブル増加で 「労働審判」申立件数が 過去最高に

◆申立件数が過去最高に

最高裁判所が 2009 年における 労働審判の申立件数を公表し、 3,468 件で過去最高となったこと

がわかりました。労働審判制度は 2006 年4月にスタートしました が、4年で約4倍の伸びとなって います。

内容別の内訳では、「解雇等の 地位確認」に関する申立てが 1.701 件、「賃金・手当」に関する 申立てが 1,059 件、「退職金」に 関する申立てが205件などとなっ ています。

◆背景に労使トラブルの増加

申立ての多くは労働者や退職 者からのものですが、その背景に は、不況下における雇用調整の実 施、賃金の引下げなどに伴う労使 トラブルの増加が挙げられます。

上場企業のうち、2008年秋以降 に何らかの「雇用調整」を実施し た企業は何と 76.7%にのぼると いう調査結果も出ています(労働 政策研究・研修機構の発表)。 雇 用調整の具体的内容については、 「新規採用の抑制」(53.2%)、

「契約社員・パート労働者らの契 約不更新」(52.0%)、「不採算部 門の縮小、事務所の閉鎖」 (45.6%) となっています。

◆労働審判制度の特徴

労働審判制度は、使用者と個々 の労働者間の権利義務に関する 紛争(個別労働関係紛争)につい て調停または審判を行う手続き で、裁判官1名と審判員2名から なる労働審判委員会が、3回以内 の期日で審理を行います。

労使双方が合意すれば「裁判上 の和解」と同様の効力が生じ、異 議申立てがなされれば民事訴訟 の手続きへと移行します。

そして、「民事訴訟」や「あっ せん」と比較した場合、労働審 判には労働者にとって時間的・ 費用的なメリットが多いと言え ます。

◆日頃の労務管理が大事

労使トラブルの増加傾向が続 けば、今後も労働審判の申立件 数は増えていくものと思われま す。企業側としては、トラブル が発生しないように、また、ト ラブルが労働審判に持ち込まれ ないように、常日頃からしっか りとした労務管理を行っておく ことが必要なのは言うまでもな いことです。

「年金型生命保険」 二重課税は違法

◆政府が所得税還付の方針を発表

死亡保険金を年金で受け取る 生命保険について、「相続税と 所得税の両方を課税するのは違 法である」との最高裁判所の判 決を受け、政府は同種契約の生 命保険で徴収しすぎた所得税を 還付する方針を発表しました。

二重課税として税金が還付さ れる対象商品や手続きについて 関心が集まっているようです。

◆環付の対象商品、環付の手続き

今回問題となったのは、「年 金払い特約付き生命保険」とい う、契約者と被保険者でもある 夫が亡くなり、死亡保険金の受 取人に指定されていた妻が死亡 保険金を一時金や年金で受け取 ることができるタイプの保険で すが、「こども保険」や「個人年 金保険」と呼ばれるものと同様

のタイプのため、税金が還付され る対象となる可能性があります。

実際に還付を受けるためには、 自分が年金形式で受け取った保 険金が還付の対象になるかの確 認をする必要がありますが、税務 署の他、実際に年金から所得税を 天引きした生命保険会社で確認 することができます。

環付対象に該当すれば、税務署 に対して課税の誤りの訂正を求 める手続き (更正の請求) を行う 必要があります。ただし、税務署 に出向いて手続きをしなければ 税務署から還付されることはな いので、注意が必要です。

ただ、国税庁は具体的にどの商 品が還付の対象になるのかの判 断基準をまだ公表していないた め、確定的な回答は得にくい状況 となっています。遅くとも年末ま でには具体的な環付の対象や手 続きが国税庁のホームページ上 で周知されるようです。

◆住民税や国民健康保険料な どにも影響

所得税が変わると、住民税も環 付される可能性が高くなります。 住民税などの地方税は「所得税法 で認定した所得に対して課税す る」のが原則となっているため、 年金で受け取った保険金が所得 税の課税対象外となれば、住民税 も課税対象外となります。

また、住民税額が変更になる と、国民健康保険料や介護保険 料、介護サービス利用料など広範 囲に影響が及びます。

環付の対象や手続きなどに関 する今後の具体的な情報に注意 が必要です。

どうなる?

新しい高齢者医療制度

◆約1,400万人が加入する後期 高齢者医療制度

厚生労働省は、75 歳以上の人が 加入する「後期高齢者医療制度」に 代わる、新たな高齢者医療制度の骨 格を固めたそうです。

現在、約1.400万人が加入している 後期高齢者医療制度は、2012年度 末に廃止とし、そのうち自営業者や 無職の人など8割程度の人は、原則 として市町村が運営する国民健康 保険(国保)に、残りの2割程度を 占める会社員やその扶養家族らは、 勤務先の健康保険組合や協会けん ぽなどに移行させるとしています。

後期高齢者医療制度がスタート したのは 2008 年度で、75 歳以上 をひとくくりとする仕組みのため、 「年齢差別」との批判が強く、厚生 労働省がこれに代わる新制度を検 討してきました。

◆新制度の基本的な骨格

新制度では、地域保険は国保に一 本化するとしています。加入する制 度を年齢で区分することなく、高齢 のサラリーマンや被扶養者は被用 者保険に、それ以外の人は国保に加 入となります。国保に加入する高齢 者については、都道府県ごとに標準 保険料を定めるとしています。

これにより、世帯主以外の高齢者 は保険料の納付義務がなくなるこ ととなり、たとえ保険料負担が増え たとしても世帯全体で軽減判定が 行われるので、負担増が解消されま す。働いている高齢者については保 険料を事業主と折半することにな るので、扶養家族の保険料負担はな くなります。